

# 空調の省エネでこんな苦勞をしたことはありませんか？

- ✓ デマコン (デマンドコントローラー) のON・OFF制御
- ✓ 自然冷媒ガス の入替
- ✓ スパコン (スーパーコンデンサ)、熱交換器改造
- ✓ 冷媒配管のバイパス改造

- ① デマコンのON・OFF制御 → 不快につながる…
- ② 自然冷媒ガス の入替 → 高圧ガス保安法に抵触 (爆発の恐れ有り…)
- ③ スパコン、熱交換器改造 → 削減効果の実感なし…
- ④ 冷媒配管のバイパス改造 → 再生の効果が分かりにくい… (冷媒の再生)

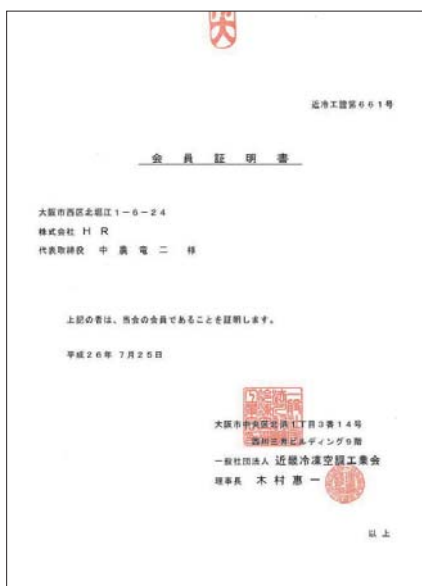
エアコンを違法改造すると、**エアコンメーカーによる保証やメンテナンス対応ができません**。実際に、ダイキン、パナソニック、日立、三菱、東芝などメーカー各社からアナウンスされています。もし効果があれば、エアコンメーカーが組み込みしないわけがないですし、冷凍空調機器産業専門分野の組織も違法であると提唱しています。(社団法人日本冷凍空調工業会 / 社団法人日本冷凍空調設備工業連合会)

詳しくは次のページ

## 空調機器の改造行為についての注意喚起①

### 冷凍空調機器産業の専門機関から注意喚起されています。

社団法人日本冷凍空調工業会 / 社団法人日本冷凍空調設備工業連合会より



### 指定以外の冷媒を使用しない!!

冷凍空調機器は、その機器に封入する冷媒が指定されています。指定された冷媒と異なる冷媒を冷凍空調機器に封入すると、機械的不具合・誤作動・故障の原因となり、場合によっては安全性確保に重大な障害をもたらすおそれがあります。

特に、プロパンなどハイドロカーボン(HC)系を成分とした冷媒は燃焼性があり、漏れ等が生じた際、火災や爆発など重大災害に至るおそれがあり**大変危険**です。

封入冷媒は、機器付属の説明書あるいは**機器本体の銘板**等に記載されています。必ず指定された冷媒を封入してください。

それ以外の冷媒を封入した場合の故障・誤作動などの不具合や事故などについては、機器メーカーやそれら冷媒の封入作業に関与していない設置業者は、一切その責任を負わないとしています。

#### 機器本体の記載例

種類	冷媒番号	数量(kg)	二酸化炭素換算値(kg)
HFC	R410A	3.5	7315

社団法人日本冷凍空調工業会  
社団法人日本冷凍空調設備工業連合会

<http://www.jraia.or.jp/info/conductor/>

### 注意!! お使いの冷凍空調機器の改造行為に対して

近年、省エネルギーや電気料金の削減等をうたい、既存の冷凍空調機器へ新たに熱交換器等の機器を増設する改造行為が見受けられます。

冷凍空調機器は、JIS規格や高圧ガス保安法等の基準に準拠するとともに、性能や安全性を確保するための最適な構造や制御システムを持っており、**熱交換器などを増設する等の改造行為は、いずれの場合も機器の性能や安全性を著しく損なうおそれがあります。**

機器メーカーとしては、改造後の冷凍空調機器の性能や安全性等の保証やメンテナンス等の対応を行うことはできません。

また、故障・誤動作などの不具合や事故について、**機器メーカーは一切その責任を負うことはできません。**

一般社団法人 日本冷凍空調工業会  
一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会

<http://www.jraia.or.jp/info/remodeling/>

## 空調機器の改造行為についての注意喚起②

政府から注意喚起されています。

経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

環境省の指示と騙る勧誘に御注意（エアコンに使用されているフロン類の入れ替え）

最近、「環境省の指示により、エアコンに使用されているフロン類の入れ替えが必要だ。」として、現在お使いのエアコンディショナーに充填されているフロン類の入れ替えを勧誘する事例があるとの情報がありません。また、このような勧誘を行う企業は、経済省・環境省との関係は一切ありませんので、ご注意ください。

フロン類の一種（HFC）※1については、オゾン層保護法※2に基づき平成32（2020）年までにその生産及び消費を全廃することとされています。現在使用されているエアコンディショナーに冷媒として充填されているフロン類を、平成32（2020）年までにフロン類以外のものに入れ替えるように規制するものではありません。

また、来年度施行予定の改正フロン法※3については、業務用冷蔵庫・空調機器の管理者に対し、冷媒フロン類の漏えい防止等の管理の適正化等を求めています。これは現在使用されているエアコンディショナーに冷媒として充填されているフロン類を、フロン類以外のものに入れ替える、又は当該機器を取り替えるように規制するものではありません。

※1 HFC：ハイドロクロロフルオロカーボン  
※2 オゾン層保護法：特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和62年法律第53号）  
※3 改正フロン法：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）

※ 環境省においても同様の注意喚起を行っております。  
[http://www.env.go.jp/info/notice\\_scam140710.html](http://www.env.go.jp/info/notice_scam140710.html)

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/ozone/kanki.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/kanki.html)

環境省  
Ministry of the Environment

環境省の指示と騙る勧誘に御注意（エアコンに使用されているフロン類の入れ替え）

最近、「環境省の指示により、エアコンに使用されているフロン類の入れ替えが必要だ。」として、現在お使いのエアコンディショナーに充填されているフロン類の入れ替えを勧誘する事例があるとの情報がありません。また、このような勧誘を行う企業は、環境省との関係は一切ありませんので、ご注意ください。

フロン類の一種（HFC）※1については、オゾン層保護法※2に基づき平成32（2020）年までにその生産及び消費を全廃することとされています。現在使用されているエアコンディショナーに冷媒として充填されているフロン類を、平成32（2020）年までにフロン類以外のものに入れ替えるように規制するものではありません。

また、来年度施行予定の改正フロン法※3については、業務用冷蔵庫・空調機器の管理者に対し、冷媒フロン類の漏えい防止等の管理の適正化等を求めています。これは現在使用されているエアコンディショナーに冷媒として充填されているフロン類を、フロン類以外のものに入れ替える、又は当該機器を取り替えるように規制するものではありません。

※1 HFC：ハイドロクロロフルオロカーボン  
※2 オゾン層保護法：特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和62年法律第53号）  
※3 改正フロン法：特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（平成13年法律第64号）

（担当：環境省地球環境局地球温暖化対策フロン対策課課長室）

[http://www.env.go.jp/info/notice\\_scam140710.html](http://www.env.go.jp/info/notice_scam140710.html)

## 空調機器の改造行為についての注意喚起③

冷房空調機器メーカー各社から注意喚起されています。

Panasonic

個人のお客様 法人のお客様 サポート

お知らせ 弊社指定以外の冷媒をエアコンに封入する改造行為について

白旗は、弊社製品をご愛用いただきまして、誠にありがとうございます。

エアコンはパッケージエアコンは、従来からその機能に適合した冷媒を使用することを前提に、設計・製造が行われています。指定された冷媒と異なる冷媒をエアコンに封入すると、機械の不具合・誤作動・故障の原因となり、場合によっては安全性確保に重大な障害をもたらすおそれがあります。弊社が指定する冷媒以外を封入することは絶対に行わないでください。

封入冷媒の種類については、機種付属の説明書あるいは機種本体の銘板に記載されています。弊社指定以外の冷媒を封入した場合の機械の不具合・誤作動・故障や事故などについては、弊社は一切の責任を負うことができません。指定以外の冷媒を封入されたことが判明した場合、ご使用をお控えいただきますようお願い申し上げます。

<https://sec.panasonic.co.jp/ap/info/ssl/announce/doc201109a.htm>

大金工業株式会社

お知らせ 弊社指定以外の冷媒を冷凍空調機器に封入する改造行為について

冷凍空調機器は、その機能に適合した冷媒を使用することを前提に、設計・製造が行われています。

指定された冷媒と異なる冷媒を冷凍空調機器に封入すると、機械の不具合・誤作動・故障の原因となります。特にR410Aを主体とした冷媒を封入する場合は、使用時・修理時・廃棄時に高圧ガスや火災などの事故につながるおそれがありますので、弊社が指定する冷媒以外を封入することは絶対に行わないでください。

封入冷媒の種類については、機種付属の説明書あるいは機種本体の銘板に記載されています。弊社指定以外の冷媒を封入した場合の機械の不具合や事故などについては、弊社は一切の責任を負いません。

2013年8月1日  
ダイキン工業株式会社

<http://www.daikin.co.jp/taisetsu/2013/130517/>

HITACHI

お知らせ 機器製造メーカー指定以外の冷媒を封入する改造行為について

従来入された冷媒の種類は違う種類の冷媒を封入した場合、機械の不具合・誤作動・故障の原因となり、場合によっては安全性確保に重大な障害をもたらすおそれがあります。弊社が指定する冷媒以外を封入することはお断りしております。

封入冷媒の種類については、機種付属の説明書あるいは機種本体の銘板に記載されています。それ以外の冷媒を封入した場合、ご使用をお控えいただきますようお願い申し上げます。

※1 HFC：ハイドロクロロフルオロカーボン  
※2 オゾン層保護法：特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和62年法律第53号）  
※3 改正フロン法：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）

<http://www.hitachi-ap.co.jp/warning/warn01.html>

MHI

お知らせ 機器製造メーカー指定以外の冷媒を封入する改造行為について

従来入された冷媒の種類は違う種類の冷媒を封入した場合、機械の不具合・誤作動・故障の原因となり、場合によっては安全性確保に重大な障害をもたらすおそれがあります。弊社が指定する冷媒以外を封入することはお断りしております。

封入冷媒の種類については、機種付属の説明書あるいは機種本体の銘板に記載されています。それ以外の冷媒を封入した場合、ご使用をお控えいただきますようお願い申し上げます。

※1 HFC：ハイドロクロロフルオロカーボン  
※2 オゾン層保護法：特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和62年法律第53号）  
※3 改正フロン法：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）

[https://www.mhi.co.jp/mei/news/story/1190490\\_2127.html](https://www.mhi.co.jp/mei/news/story/1190490_2127.html)

TOSHIBA Carrier

お知らせ 弊社指定以外の冷媒を機器内に封入する改造行為について

冷凍空調機器は、従来からその機能に適合した冷媒を使用することを前提に、設計・製造が行われています。

指定された冷媒と異なる冷媒を機器内に封入すると、機械の不具合・誤作動・故障の原因となります。特にR410Aを主体とした冷媒を封入する場合は、使用時・修理時・廃棄時に高圧ガスや火災などの事故につながるおそれがありますので、弊社が指定する冷媒以外を封入することは絶対に行わないでください。

封入冷媒の種類については、機種付属の説明書あるいは機種本体の銘板に記載されています。弊社指定以外の冷媒を封入した場合の機械の不具合や事故などについては、弊社は一切の責任を負いません。

<http://www.toshiba-carrier.co.jp/info/safety/other.htm>